

米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画

報告資料

米子市福祉保健部福祉政策課

平成 31 年 2 月 4 日

目 次

地域福祉計画・地域福祉活動計画について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
我が事・丸ごとの体制整備に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・	4
米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画の方向性・・・・・・・・	7
地域福祉計画・地域福祉活動計画 項目案・・・・・・・・	10
各種統計資料・・・・・・・・・・・・・・・・	18
計画策定スケジュール	

地域福祉計画・地域福祉活動計画について

1 地域福祉計画

- ・平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法（第107条）に新たに規定された行政計画であり、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画からなる。
- ・各福祉分野における行政計画との整合性・連携を図りながら、地域住民主体のまちづくりや、住民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目的として策定する。

2 市町村地域福祉計画

- ・地域住民の意見を十分に反映させながら、各市町村が主体的に策定する計画であり、地域福祉を総合的に推進する上での大きな柱と位置付けられる。
- ・米子市では、平成18年に第1期計画を策定後、2回の改定を経て、現在は第4期計画期間中。（第4期計画期間：平成28年4月～平成33年3月）

第4期米子市地域福祉計画（H28～H32）

【基本理念】

「誰もが人間らしく、その人らしく生活できるまちづくり」

【基本目標】

「共に支え合えるまちの仕組みづくり」

「暮らしを支えるサービスの充実」

「愛着もてる地域づくり」

3 地域福祉活動計画

- ・社会福祉法第109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されている市町村社会福祉協議会が中心となり、「住民」、「地域において社会福祉に関する活動を行う者」、「社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者」等が相互に協力し、地域福祉の推進を目的として策定する民間の活動・行動計画である。
- ・地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と連携し、それを実行するための住民や民間団体等の活動・行動の在り方を定めている。

第5期米子市地域福祉活動計画（H28～H32）

【基本理念】

「話し合い、つながり、支え合い、助け合う心豊かなまちづくり」

【基本目標】

「地域支援事業の推進」

「生活支援事業・総合相談の推進」

「地域生活支援事業の推進」

「ボランティア活動の推進」

「福祉意識の啓発」

4 国の動き

平成 28 年 6 月	「ニッポン一億総活躍プラン」に「地域共生社会の実現」を明記
平成 28 年 7 月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置
平成 28 年 10 月	地域力強化検討会を設置
平成 29 年 5 月	地域包括ケアシステム強化法成立
平成 29 年 9 月	地域力強化検討会「最終とりまとめ」を公表
平成 29 年 12 月	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」を告示
	「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」発出
平成 30 年 4 月	改正社会福祉法施行

【地域共生社会】

「子ども・高齢者・障害者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる『地域共生社会』を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。」（ニッポン一億総活躍プラン）

【我が事・丸ごと】

「我が事」・・・地域で起きているさまざまな問題を、住民が他人事ではなく、「我が事」としてとらえ、主体的に解決に取り組むこと。

「丸ごと」・・・分野を超えて地域生活課題について「丸ごと」受けとめ、関係機関と連絡調整等を行う相談支援体制を構築すること。

5 社会福祉法の改正の概要

(1) 地域福祉の推進（第 4 条第 1 項）**改正**

「地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会」は、

「与えられる」⇒「確保される」よう努めなければならない。

(2) 地域福祉の理念（第 4 条第 2 項）**新設**

地域住民等は本人及びその世帯に着目し、幅広く生活を捉え、包括的に地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携して解決を図るよう特に留意する。

(3) 福祉サービス提供の原則（第 5 条）**改正**

社会福祉を目的とする事業を経営する者が福祉サービスを提供するに当たっては、地域福祉推進に係る取組を行う地域住民等との連携を図るべきである旨追加。

(4) 地域福祉推進に関する国・地方公共団体の責務（第 6 条第 2 項）**新設**

国・地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図る施策その他地域福祉の推進のために必要な措置を講ずることを努力義務化。

(5) 相談支援を担う事業者の責務（第106条の2）**新設**

相談支援を担う事業者は、必要に応じて適切な支援関係機関につなぐことを努力義務化。

(6) 包括的な支援体制の整備（第106条の3）**新設**

以下の事業の実施等により、市町村の包括的な支援体制の整備の推進を努力義務化。

（第1号関係）

- ・地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
- ・地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
- ・地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備

（第2号関係）

- ・地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備

（第3号関係）

- ・多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

(7) 市町村地域福祉計画（第107条）**改正**

以下の内容を定めるよう規定するとともに、計画の策定を努力義務化。

- ・福祉の各分野における共通的な事項（「上位計画」として位置付け）
- ・包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項

6 次期計画の策定について

- ・法の改正を受けて、現計画の期間満了を待たずに改定を行う。
- ・市の「地域福祉計画」と市社協の「地域福祉活動計画」を統合し、行政、社会福祉協議会、住民、各福祉活動団体、ボランティア、事業所など、地域に関わる者の役割や協働を明確化し、実行性のある計画づくりを目指す。

我が事・丸ごとの体制整備に向けて

1 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備

- (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
例：地域福祉コーディネーターによる住民の活動支援
- (2) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
例：公民館、集会所、空家の活用、民間事業所などの活用
- (3) 地域住民等に対する研修の実施

そのほか、住民の意欲を喚起し、住民同士や住民と福祉関係者などのつながりを構築するために、地域に関わる人たちが話し合い、地域の課題を共有する場となる「地域会議」の設置が必要

⇒既存の「地域ケア会議」との関係を整理

⇒地区版地域福祉活動計画を策定

2 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

- (1) 地域住民の相談を包括的に（丸ごと）受け止める場の整備
例：「福祉なんでも相談窓口」の設置、どんな相談でも受け止める相談員の配置
・身近な相談窓口であるために逆に相談しづらい場合もあるので、全市を対象にした相談窓口も同時に整備が必要（市社協の総合相談事業など）
- (2) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知
- (3) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握
・本人からの相談だけではなく、自治会長、民生・児童委員、在宅福祉員、近隣住民などを通して情報が入ってくるような体制整備が必要
例：「地域会議」や「福祉なんでも相談窓口」の活用
- (4) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築
・支援困難なケースなど、専門機関につなぎ、支援が受けられる体制の整備

3 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

- (1) 支援関係機関によるチーム支援
・「住民の身近な圏域」の相談支援体制では対応できない複合的な課題や制度の狭間にある課題等に対し、分野横断的なチームで支援
※平成30年度から鳥取県がモデル事業として県西部圏域で実施
- (2) 協働の中核を担う機能
・チームに働きかけ、まとめる役割が必要
- (3) 支援に関する協議及び検討の場
- (4) 支援を必要とする者の早期把握

- ・自分からは相談してこない人の状況把握
 - ・「住民の身近な圏域」での住民の相談、民生・児童委員などとの連携
- (5) 地域住民等との連携

【ポイント1】 住民主体の活動を行うための「住民に身近な圏域」はどの範囲か

米子市で考えられる圏域

自治会区域 (418)	・住民同士の日常的な見守り、声かけ ・運動会、伝統行事等への参加 ・自治会活動への参加 ・災害時の支え合い (支え愛マップの作成・更新等)
公民館区域 (29)	・自治連合会、地区社会福祉協議会の活動区域 ・小学校区と重なるところが多い ・地区版地域福祉活動計画の策定 ・まちづくりの拠点＝地域福祉活動・地域住民の交流の拠点としての公民館 【米子市民自治基本条例】 「第14条 市は、公民館を、社会教育施設としての機能を踏まえ、<u>身近な地域におけるまちづくりの拠点</u>として位置づけます。」
中学校区域 (11)	・地域包括ケアシステムにおける日常生活圏域 ・地域包括支援センターは市内7箇所 ⇒一つのセンターが複数の中学校区域を管轄したり、中学校区域を分割して別々のセンターが管轄したりしている
市内ブロック (5)	・地理的条件や歴史、文化的条件から複数の公民館区域を束ねて構成されたブロック 新生（明道・就将・啓成・車尾・義方・住吉） 中央（加茂・河崎・福生東・福生西・福米東・福米西） 弓浜（大篠津・和田・崎津・富益・夜見・彦名） 南部（成実・尚徳・永江・五千石・巖・春日・県・大高） 淀江（淀江・宇田川・大和）
全市区域	・市全域の総合的な政策

【ポイント2】

「どこで」「誰が」「どのように」住民の相談を受け止めるのか

【どこで】

住民が相談できる場が必要

○活用が考えられる地域の社会資源

公民館、地域包括支援センター、学校、事業者施設、空家・空き店舗など

【誰が】

コミュニティワーカー、民生・児童委員、ボランティアなど

⇒コミュニティワーカー

住民主体の地域福祉活動の開発や、公民協働で困りごとの解決を図るための仕組みづくり等を行う専門職。

【どのように】

住民の生活課題を受け止める仕組みが必要

相談窓口、住民同士の協議の場、周りの人の「気付き」からの連携など

【ポイント3】

「多機関」によるチームを誰が統率するのか

○考えられる機関

市、地域包括支援センター、社会福祉協議会、その他の社会福祉法人

米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画の方向性

1 地域全体がつながり、支え合う視点

地域の中で誰も排除されず、全ての住民が自分らしく活躍できる社会を構築するためには、地域のつながりと支え合いの体制づくりが不可欠です。

しかし、米子市においても地域福祉活動者の高齢化と後継者不足は顕在化しており、また、自治会加入率（総世帯数に占める自治会加入世帯数の割合）を見ると、平成 10 年度の 78 パーセント（合併前の旧米子市の数値）から平成 30 年度には 61.8 パーセントまで低下するなど、地域の支え合いの機能の低下が懸念されます。

そこで、住民の主体性を尊重しながら、地域福祉活動を側面的に支援する役割を担う専門職として「コミュニティワーカー」を配置し、地域住民とともに次の視点で地域の支え合いの体制づくりを進める方向で検討することが必要です。

(1) 住民主体の活動支援

住民一人ひとりが自分や自分の家族のために行動する「自助」、住民同士の支え合いによる地域福祉活動である「互助」、介護保険制度等の制度化された相互扶助システムである「共助」、行政の公的サービスである「公助」をバランスよく機能させていくことを前提とした上で、特に「互助」の強化に重点的に取り組む。

そのために、地域の課題の解決や、地域の活性化に向けた取組について、地域に関わる人々が主体的に考え、話し合い、実践につなげていく仕組みをつくる。すでに地域独自の取組があれば、それを尊重し、発展させる。

(2) 住民主体の活動の圏域と拠点の整備

福祉活動の範囲として、重層的な圏域を設定する。特に住民主体の活動を行う圏域は公民館区域とする。

公民館について、社会教育施設としての機能を踏まえた上で、まちづくり、地域交流の拠点と位置付け、公民館を中心にしたまちづくり・ひとづくりを行う。また、公民館以外の社会資源との連携・交流にも取り組む。

(3) 多様な主体の協働

地域福祉活動の主力である自治会や地区社協、民生・児童委員等に加え、福祉事業者や企業、ボランティア等がつながることで、新たな「地域力」を生み出す。

今まで地域づくりに関心が無かった人も巻き込むため、住民それぞれのライフスタイルの違いを認め合う意識の醸成を図るとともに、「ゆるやか」につながるきっかけをつくる。

(4) 誰もが活躍できる社会の構築

ノーマライゼーションの理念の下、誰もが自分らしく暮らすことができるよう、地域全体で合理的配慮を提供するとともに、高齢者や障がい者、子ども等、普段

支援されることが多い人が活躍し、ときには支援する側にも回ることができる仕組みや環境をつくる。

2 未来へつなげる視点

米子市では、今後ますます高齢化が進行していくことが予想されます。米子市の独自推計によると、高齢者数（65歳以上人口）は現在の約42,000人から、2040年ごろには43,500人を超え、高齢化率（総人口に占める高齢者人口割合）は現在の約28パーセントから、2045年ごろには32パーセントに達すると推計されます。

それに対して生産年齢人口割合（総人口に占める15歳から64歳の人口割合）は、現在の約58パーセントから、2045年ごろには約52パーセントまで減少すると推計され、単純にその人口比を計算すると、2045年にはおよそ高齢者1人に対して生産年齢者が約1.6人ということになります。

このことから、今後ますます社会保障費や医療費が増加するとともに、労働力不足や地域福祉の担い手不足が拡大することが予想されます（米子市の財源見通しについては別添のとおり）。

したがって、次のような長期的な視点を持って、人材と財源の両面で持続可能な、未来を見据えた地域福祉の仕組みづくりが必要です。

(1) 人材の確保・育成

潜在的労働力の活用や、高齢者や外国人の雇用を視野に入れ、福祉専門職の人材不足の解消を図る。

地域福祉を担う人材が枯渇しないよう、人材の発掘、育成や、地域愛着を醸成する仕組みをつくり、世代継承に取り組む。

(2) 公的サービスの適正化

公的福祉サービスの給付について、サービスの内容やボリュームが適正かどうか、チェック・是正する仕組みをつくとともに、サービス種類ごとの需給バランスの調整を図る。

個別支援は、支援対象者の希望を尊重しながら、地域福祉活動へのつながりや就労支援など、できる限り出口を見据えて行う。

(3) 住民活動の自立支援

住民主体の地域福祉活動は、幅広く支援の輪を広げることにより、できる限り自立した活動を目指す。

(4) 計画や施策の継続性・開発性の担保

計画の実行状況を「見える化」し、点検、評価する仕組みを構築することで、計画の進行をより確実なものとする。

地域課題等の把握から新たな福祉施策や福祉実践へつなげていくボトムアップ

の体制を構築し、様々な施策・取組と地区版地域福祉活動計画及びその他の福祉関連分野の諸計画の策定プロセスとの関係や、社会福祉審議会の位置づけも整理する。

市役所庁内では部局の枠を超えた「地域福祉庁内検討会議」を継続・発展させ、分野横断的な施策について検討・調整を行う。

(5) 米子市社会福祉協議会の強化

地域支援の専門家集団として、また、社会福祉事業者の代表としての役割を担う米子市社会福祉協議会は、今後更なる活動強化が必要であることから、市との連携の強化を図りながら、当該計画の実践の主体組織として活躍するための体制強化に努める。

3 包括的な支援の視点

地縁的なつながりや親族間のつながりの希薄化に伴い、ひきこもりなどの社会的孤立の問題や、ごみ屋敷問題などの制度の狭間の問題、8050問題や介護と育児のダブルケアなどの複合的な問題が地域で受け止めきれなくなっており、包括的、分野横断的な支援の仕組みづくりが必要です。

(1) 地域生活課題を包括的に受け止める

住民に身近な地域で「何でも」相談できる場をつくり、地域住民の生活課題を受け止めることが必要であり、そのためにも、コミュニティワーカーを配置し、住民への情報提供や助言を行うとともに、受け止めた課題の内容に応じて、住民活動や専門機関へのつなぎを行う。

(2) 「地域支援」と「個別支援」の融合

コミュニティワーカーによる地域住民活動の支援と、専門機関等による個別の生活支援との連携を図り、互いに協働する体制を構築する。

実践を通じて地域の土壌づくりと人材育成を促進し、将来的には地域支援と個別支援の機能の統合を目指す。

(3) 世帯丸ごと支援、予防的支援への転換

困難を抱える本人のみならず、その家族を含めた「世帯丸ごと支援」と、事後対応型支援ではなく、住民とコミュニティワーカーや専門機関の連携による早期発見、早期支援を行うことで、事前対応型支援への転換を図る。

(4) 相談支援ネットワークの構築

様々な分野の相談支援機関のネットワークにより、多機関協働の支援体制を構築する。特に地域包括支援センターと一般相談事業所は、その役割や位置づけを整理し、強力な連携体制の構築を目指す。

地域福祉計画・地域福祉活動計画 項目案

項目	説明	取組の例
官民協働・福祉以外の分野との協働	地域における社会問題やニーズが多様化している中で、市の予算・人員は共に逼迫しており、独力でそれらに対応することは困難な状況にあることから、様々な資金確保の手段を講じるとともに、官民協働により、分野を超えた取組を推進する必要がある。	○地域づくりにおける官民協働や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄付や共同募金等の取組の推進 ・共同募金によるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用・推進、クラウドファンディングやＳＩＢ（ソーシャル・インパクト・ボンド）、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組 ・米子市まちづくり活動支援交付金による住民主体の活動支援 ・企業の社会貢献活動との協働等の取組 ・社会福祉法人連絡会を活用し、社会福祉法人の社会貢献活動の連携促進 ○複雑多様化した生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現 ・民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援 ・企業、任意団体、NPO、大学等との連携 ・地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に資する「ソーシャルビジネス」・「コミュニティビジネス」の立ち上げ支援、連携 ・ＡＩ（人工知能）やＶＲ（仮想現実）などの新たな技術を活用した事業などへの協力 ○様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項 ・中間的就労の受入れ等
地域福祉・住民交流の拠点の整備	住民の「我が事」の意識醸成には、課題を抱える人だけではなく、全ての住民が気軽に情報交換できる場が必要である。考えられる拠点として第一には公民館があるが、その他の住民の集まる場所との交流により、より幅広い支え合い活動が期待できる。	○地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用 ・誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所や、地域住民とボランティアや専門職等との話し合いを通じて新たな活動が生まれることが期待できる地域の拠点 ・公民館を地域福祉活動や地域交流の拠点として活用し、その他の地域拠点との連携・交流を促進

項目	説明	取組の例
誰もが自分らしく暮らすための支援の仕組みづくり	全ての人々が住みやすい地域社会を作っていくためには、支援が必要な方に対し、身近な範囲で、その特性に合わせて、自分らしく生きられるように配慮した支援が必要である。	○地域における子育て支援 ・子育て支援センターを活用した子育てに関する相談支援 ・子育てサークルによる親子のふれあい、居場所づくり ・家庭教育支援として、家庭教育に関する講座の開催、乳幼児期の子育て・親育ち講座（タムタムスクール）や「家庭教育支援チーム」による保護者への学びの場の提供や地域の居場所づくり等 ・児童文化センターや公民館を活用した子どもたちの体験活動や、ボランティアや様々な人たちとの交流機会の提供 ○地域における高齢者の支援 ・「健康づくり・やって未来や塾」や「ふれあい・いきいきサロン」などを通じた健康づくり・介護予防活動の推進や居場所づくり ・在宅福祉員による高齢者の見守り活動 ・認知症サポーターの養成を通じた認知症への正しい理解を深めるための啓発 ・認知症の人やその家族や地域住民、専門職等が集い、相談したり理解を深めたりする場として、「認知症カフェ」の運営 ・認知症行方不明者の搜索模擬訓練の実施 ○長期入院・入所中の障がい者の地域生活移行に係る支援体制の整備 ・地域移行のための地域の受入体制、地域生活支援拠点等の整備 ・地域住民に障がいの特性を知ってもらう取組 ・相談支援、事業所との連絡調整、サービス等利用計画の確認等の実施 ・地域での交流の場の整備
支援を必要とする人の把握・発見の仕組み	支援を必要とする人の状況把握や発見のためには、隣近所の方や民生委員等の地域活動者の協力が不可欠である。また、何か問題が起こってからの対応ではなく、未然に問題を防ぐための日常的な見守りや相談支援体制が重要である。	・地域拠点と民生委員や在宅福祉員、福祉専門職との連携 ・警察、消防や郵便局等との連携による安否確認・緊急対応 ・地域の見守り活動の推進 ・相談窓口や相談ダイヤルの周知 ・コミュニティワーカー等によるアウトリーチ

項目	説明	取組の例
災害に備えた支え合い体制の構築	災害が発生した際、特に高齢者や障がい者等の避難支援については、行政だけではなく、住民同士の支え合いが不可欠である。 そのため、災害発生時の支え合いの仕組みづくりと、防災訓練や研修等を通じた住民の防災意識の啓発が必要である。	・福祉避難所の拡大 ・防災に関する研修や講習会の開催 ・自主防災組織の結成促進と育成支援 ・地域における防災リーダーの育成 ・支え愛マップの作成と更新の推進 ・地域への避難行動要支援者情報の整備・提供、要援護者登録制度の推進 ・災害時避難行動要支援者の避難支援を含めた防災訓練の実施 ・障がい者や高齢者等の特性を考慮した情報提供の在り方
地域の交通手段の確保・外出支援	高齢化の進行に伴い、買い物や通院に困難を抱える高齢者の増加が予想され、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、移動や外出に関する互助の仕組みや支援策が必要である。	・地域における「乗り合い」の推進 ・路線バス等、公共交通機関の利便性の確保 ・運転免許返納者に対する支援
自死に追い込まれない社会づくり	自死はその多くが社会的孤独や精神疾患等の様々な要因により追い込まれた末の死であり、早期支援により防ぐことができると考えられることから、自死を発生させない社会づくりに取り組んでいく必要がある。	○自死対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方 ・状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくり ・誰もが立ち寄れる居場所づくり ・複合的課題に対応するためのネットワークづくり ・自死未遂者への支援、遺された人への支援
心身の健康づくり・健康寿命の延伸	全ての人々が健康でいきいきとした生活をおくるためには、一人ひとりが健康に対する意識を持ち、健康づくり活動や病気や介護予防活動を行っていく必要がある。 また、健康であることにより、医療費や介護給付費の削減も期待できる。	○保健師による地域の実情に合わせた保健活動の実施 ・健康講座の実施や、保健推進員との連携による健康意識、健康診査やがん検診の受診率の向上に向けた取組 ・保健師とコミュニティワーカーや地域住民との連携による地域診断の実施 ・自宅に引きこもりがちな精神障がい者の社会参加促進のための「こころの広場」の実施 ○地域資源を活かしたフレイル対策の推進

項目	説明	取組の例
バリアフリーの推進	高齢者、障がい者等が誇りを持って、安心して地域で暮らしていくためには、生活する上での物理的、制度的、意識的なバリア（障壁）をなくしていき、合理的な配慮が行き届いた社会をつくる必要がある。	・「バリアフリー法」や「米子市交通バリアフリー基本構想」に基づく、高齢者や障がい者等に配慮した駅やバス停留所、歩道、公園、公共施設等の整備やノンステップバスの導入推進
権利擁護の推進	認知症、知的障がい、その他の精神上の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、社会における喫緊の課題であり、特に成年後見制度を始めとする権利擁護のための支援を充実させる必要がある。	○市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方 ・市民後見人の活躍の場の拡大 ・市民後見人等の育成や活動支援 ・「西部後見サポートセンターうえるかむ」による、判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための取組 ・日常生活自立支援事業の対象とならないが判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援 ・家計相談の充実 ・福祉サービス利用支援センターによる、苦情解決制度など適切なサービス利用の支援
総合的な福祉サービスの提供	障がい者が65歳になっても、使い慣れた事業所において引き続きサービスを利用しやすくするという観点や、限られた人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から、共生型サービスの整備が有効と考えられる。 また、分野ごとに区分されたサービスでは、複合的な課題を抱えた世帯への迅速で手厚い支援は困難であるため、総合的な相談支援体制の構築が必要である。	○共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開 ・高齢、障がい、子ども・子育て等の福祉サービスの総合的な提供や、多機能型のサービスの提供 ・地域包括支援センターと障がい者一般相談事業所の連携 ・高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを利用しやすくする共生型サービスの整備 ・障がい者や認知症の高齢者が活躍したり、福祉サービスを組み合わせたりして、世代を超えたつながりと役割を生み出し得る共生の場の整備等

項目	説明	取組の例
福祉職従事者の確保・育成	少子高齢化に伴う福祉サービス需要の拡大や、社会的孤立等の新たな社会的問題の顕在化に伴い、福祉従事者の量的確保と質的向上が必要であるが、生産年齢人口の減少を背景に人材の取り合いが生じているとの指摘もあり、対策が必要である。	・社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備 ・相談支援技術を有する専門職の育成 ・大学や専門学校等との連携 ・有資格者や福祉職経験者等の潜在的労働力の活用
適切な福祉サービスの提供	様々な福祉サービスの提供について、その内容が利用者の状況に見合ったものになっているかどうか、又は量的過不足がないかをチェックし、問題があれば是正する必要がある。 併せて、様々な手段を講じて、制度やサービスに関する情報を必要な人に届け、「知らないから受けられない」をなくす必要がある。	○サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保 ・サービスの量や内容が適切かどうかチェックできる仕組みの確立 ○要支援者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立 ・福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携 ・障がい者や高齢者等を情報弱者にしないための、それぞれの特性に対応した情報提供やコミュニケーションの在り方
困難を抱える人への横断的な支援	地縁的なつながりや親族間のつながりの希薄化に伴い、ひきこもりなどの社会的孤立の問題やごみ屋敷問題などの制度の狭間の問題、8050問題や介護と育児のダブルケアの問題などが顕在化してきており、既存の縦割りのシステムでは対応が困難であるため、各分野横断的な相談支援体制の構築が必要である。	○制度の狭間の課題への対応 ・ひきこもり、サービス利用拒否等の制度の狭間の課題を有する者を発見する機能の充実、ソーシャルワーク体制の整備、近隣の地域住民や訪問機会のある事業者等との連携体制の整備等 ○生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制 ・生活困窮者、社会的孤立状態にある者又は表出されていない課題も含めて複合化した課題を有する者に対する相談支援体制の在り方 ・自立相談支援事業と任意事業（就労準備支援事業、家計改善支援事業）の一体的な実施 ○犯罪をした者等への社会復帰支援 ・保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、必要なサービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を提供し、地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するための方策及び体制構築

項目	説明	取組の例
居住に関する横断的な支援	地域の中で自立した生活を送るためには、安定した住まいが必須であり、そのためには、住まいの確保に関する支援と居住環境の整備の両面が必要である。	○居住に課題を抱える者への横断的な支援 ・生活困窮者、高齢者、障がい者、子育て世帯のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取組 ・鳥取県居住支援協議会が実施している「あんしん賃貸事業」や「家賃債務保証制度」の活用
就労に関する横断的な支援	就労は生活困窮者、高齢者、障がい者、ひとり親家庭等の人々が自立した生活をしていくために重要であり、就労を通じて生きがいや尊厳の確立にもつながる。就労支援は、就労する人への支援と、雇用者側の理解を深め、協力を求める取組が必要である。	○就労に困難を抱える者への横断的な支援 ・生活困窮者、高齢者、障がい者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援 ・企業等との連携による中間的就労の取組
虐待から守るための支援	家庭内で起こる虐待は、外部に発覚しにくく、対応が遅れた場合は取り返しがつかない状態となる。地域住民と協力しながら異変をいち早くキャッチし、保護につなげる体制が必要である。	○高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養育者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援 ・虐待事案が発生した際の連絡体制 ・虐待を行った者を加害者としてのみ捉えるのではなく、養護者又は保護者として支援すること ・起こり得る虐待への予防策
庁内連携体制の整備	地域づくりは様々な分野との連携・協働は必須であり、計画の実践にあたり、部局横断的な連携を図る必要がある。	○地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための連携体制 ・事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めることを目的とした、地域づくりに資する複数の事業の一体的実施、具体的な財源の在り方や連携体制 ○全庁的な体制整備 ・地域福祉庁内検討会の継続・充実による庁内の部局横断的な連携体制の整備

項目	説明	取組の例
住民活動・住民組織への支援	高齢化やライフスタイルの変化等に伴い、地域での活動者の高齢化と後継者の不足が問題となっている。ボランティア団体やNPO等の地域に関わる社会資源との連携により、新たな地域力を生み出す必要がある。	○地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援 ・活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援 ・地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携 ・有償ボランティアの活用 ・ボランティアと要支援者とのマッチング支援
支援される側の活躍の場の整備	いつもは支援されることが多い高齢者、障がい者、子ども等が、可能な範囲で地域社会の中で活躍することは、その人の生きがいや自尊心の向上につながると同時に、地域の活性化も期待できる。	・老人クラブやシルバー人材センターなどを通じた高齢者の社会参加の促進 ・全ての住民が交流でき、支えられる側が支える側にも回ることができるような場の整備 ・障がい者就労施設等からの物品等の優先調達の推進 ・芸術やスポーツ等の分野での活躍の場の整備・支援 ・子ども会やスポーツ少年団等による地域貢献活動の推進
住民の福祉意識の啓発	地域共生社会の実現に向けて、住民の地域福祉活動への参加を促すためには、地域の現状を知ってもらい、自分自身でできることを考えてもらう必要がある。	○住民の生活課題に関する意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進 ・地域の福祉の在り方について、住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上 ・障がい者、高齢者、妊婦、子どもなど、配慮が必要と思われる人への合理的配慮の提供など、「心のバリアフリー」の推進 ・住民等の交流会、勉強会等の開催 ・公民館における社会教育との連携
地域の人材発掘・人材育成	地域の中には、地域への愛着を持ち、様々な能力を持ちながら、活躍できていない人材が埋もれていたり、更なる活躍が期待できる人材が数多く存在すると考えられるので、それらの人が活躍しやすい環境づくりが必要である。	○地域福祉を推進する人材の発掘・養成 ・コミュニティワーカーや福祉専門職等による、地域の人材への働きかけ ・ボランティアセンターによるボランティア人材の養成 ・民生・児童委員活動等の役割の整理と、地域福祉活動の充実に向けた環境整備

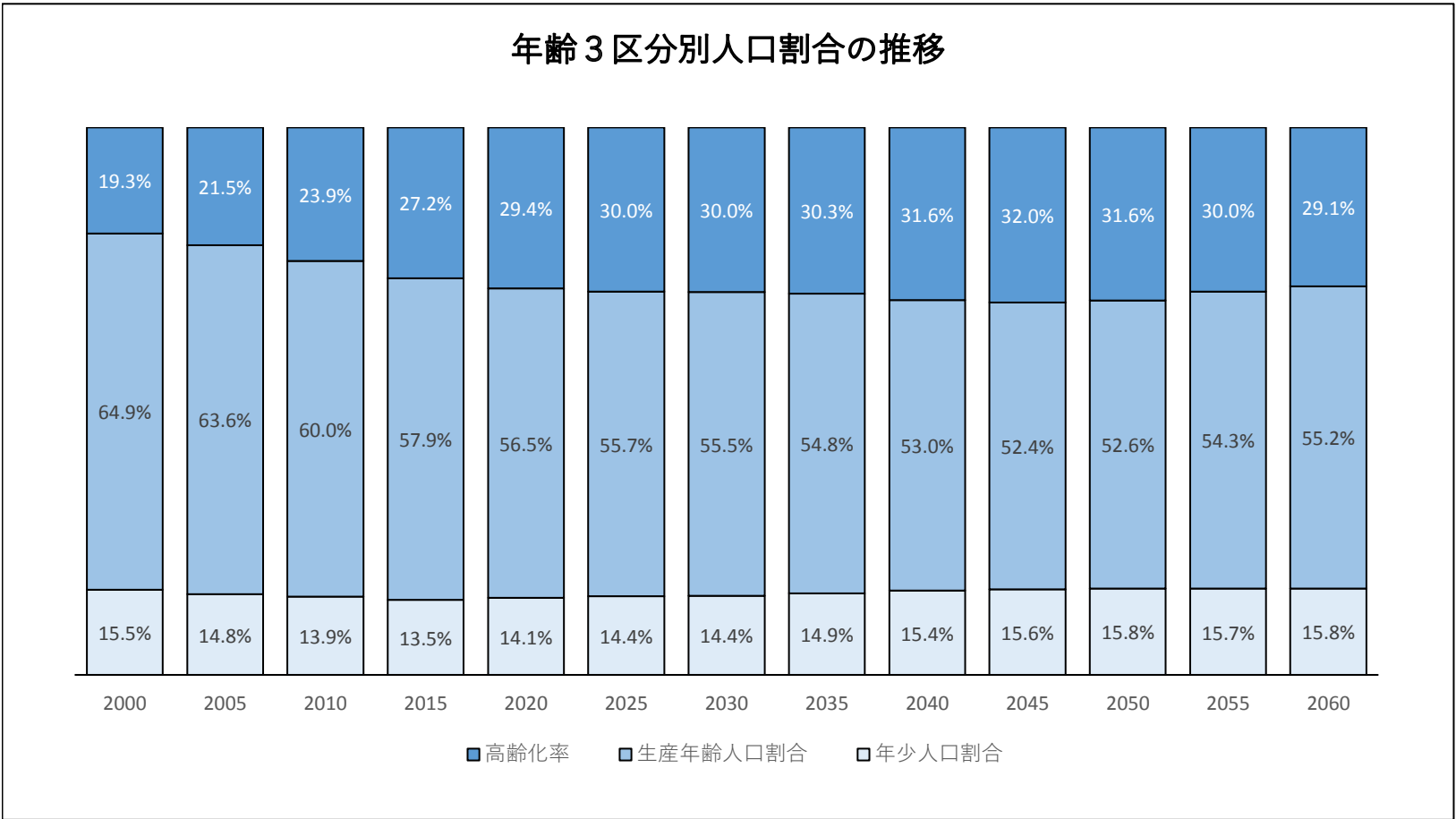
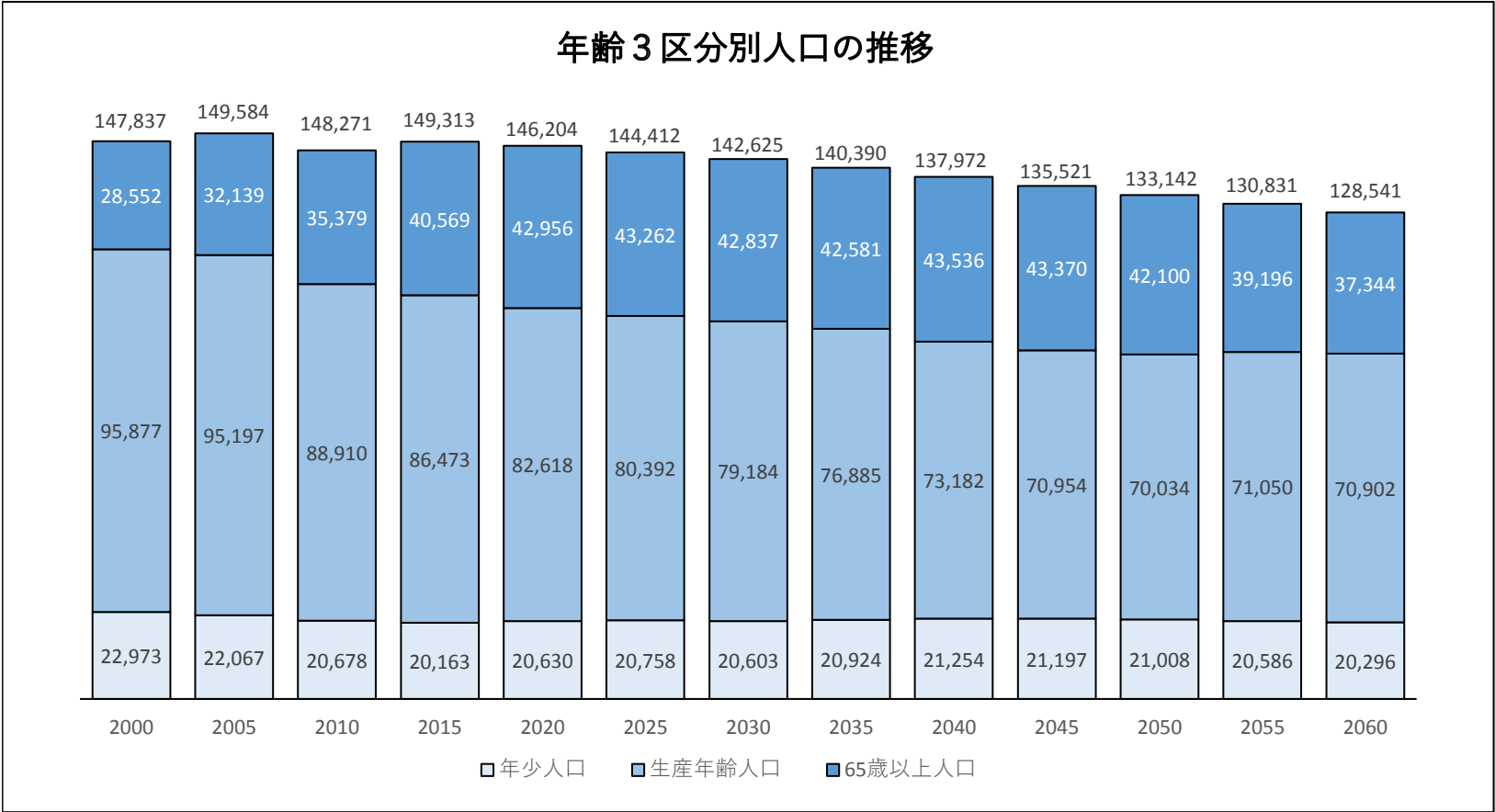
項目	説明	取組の例
地区版地域福祉活動計画の策定	地区ごとに地域福祉活動に関する計画を策定することにより、その過程を通じて住民同士の結束が深まり、地域づくりへの多様な参画も期待できる。また、計画により明らかになった地域ごとの生活上の課題や効果的な取組等の情報が明らかとなり、全市的に施策に反映することができる。	○地域住民による、地域福祉活動の指針となる計画の策定。住民、学校、社会福祉法人、企業等多様な者が参画する。コミュニティワーカーの支援により全地区で策定し、地区版の計画から全市の計画へのボトムアップの仕組みの確立
福祉教育の推進	将来に渡って地域福祉活動を継続・発展させていくためには、子どものころから地域への愛着を醸成し、地域福祉への関心を抱かせるような取組が必要である。	・ 小学校の総合学習の時間を活用した、施設見学、幼稚園・保育園との交流、障害者との交流、体験学習など ・ 社会教育と福祉との連携 ・ 子どもへの教育だけではなく、保護者や企業の従業員に対する研修等の実施

各種統計資料

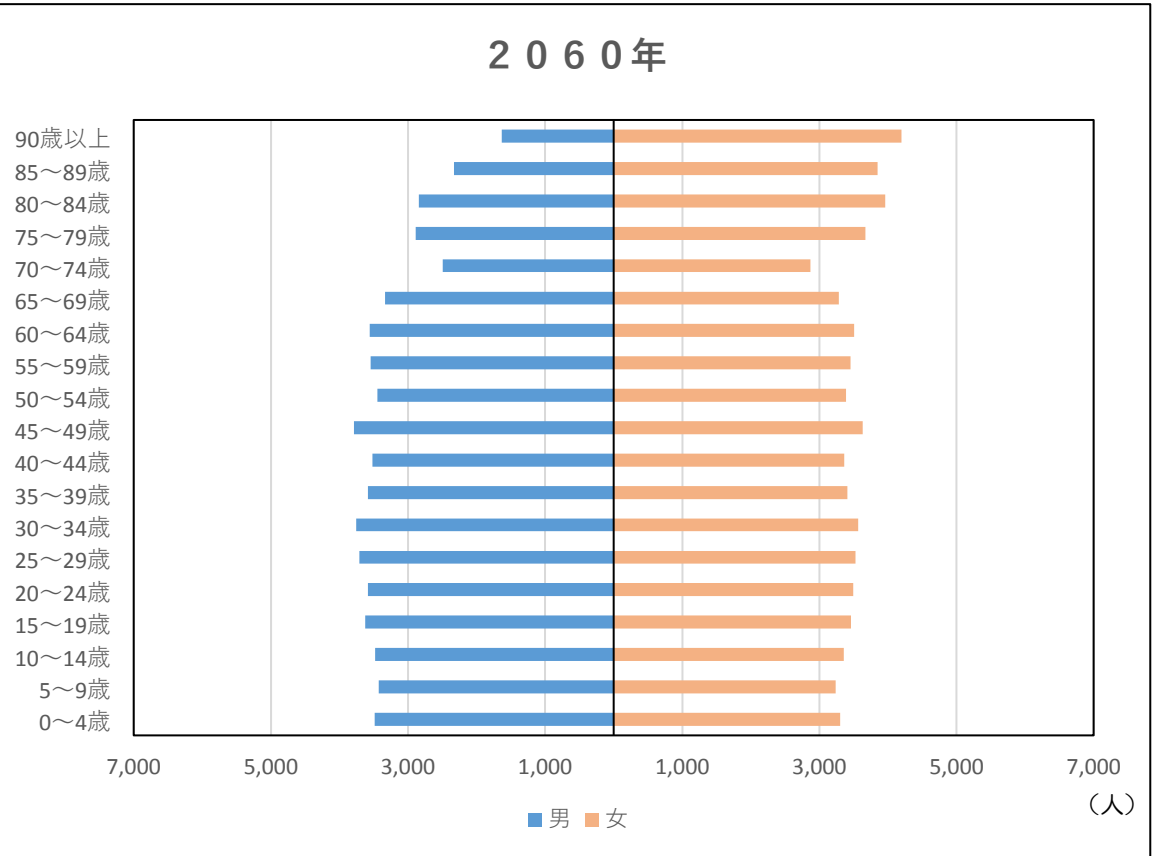
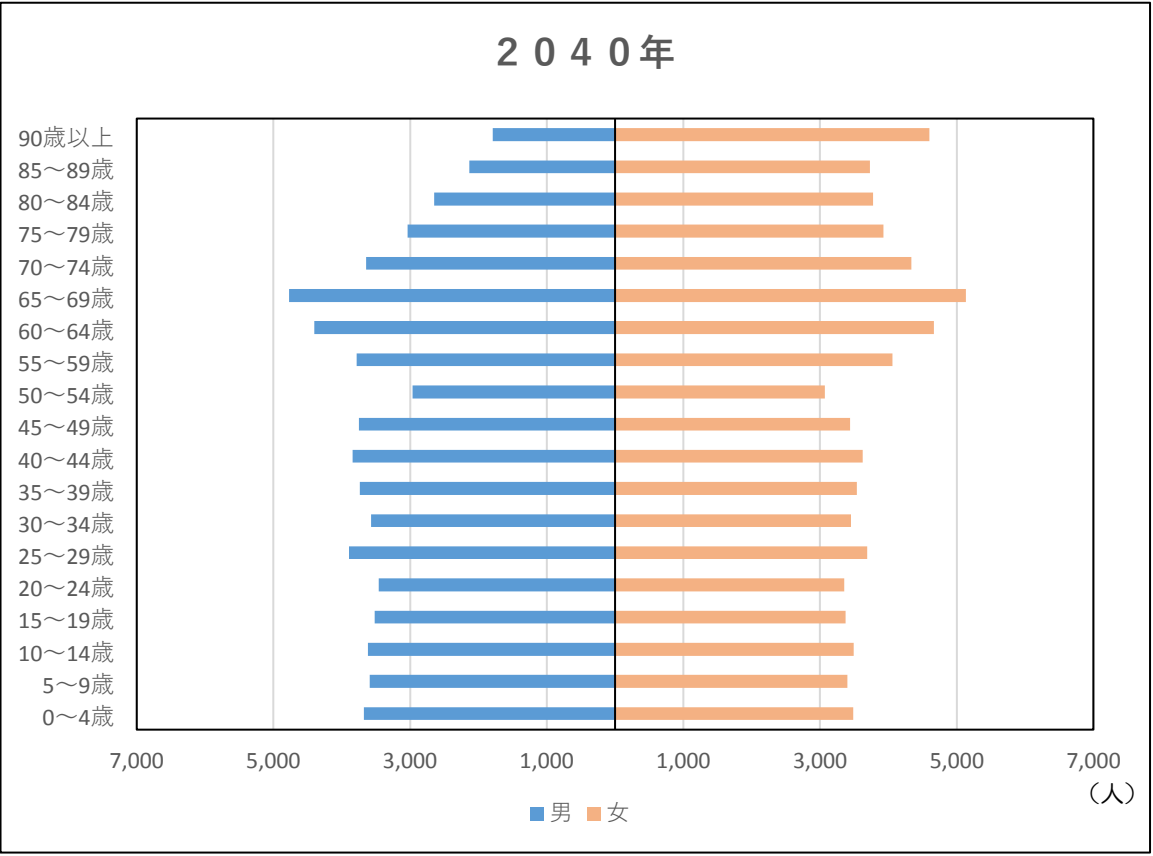
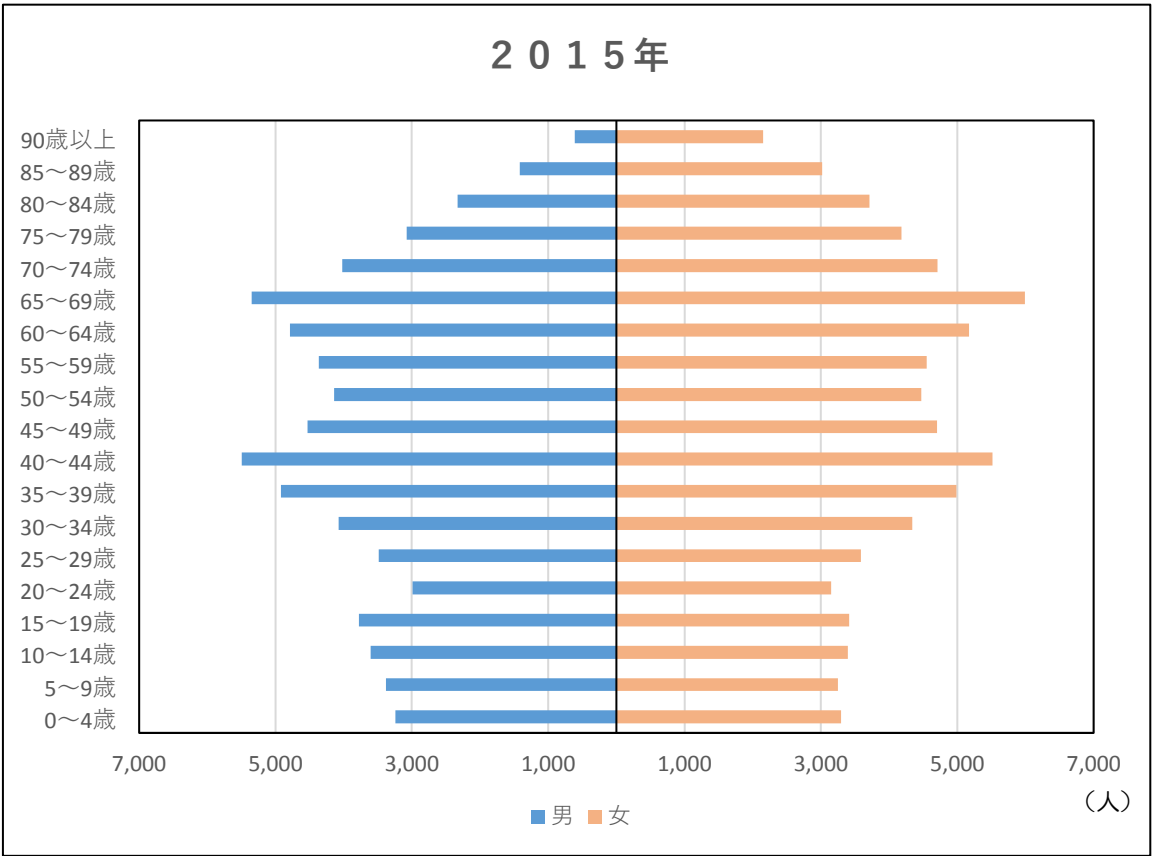
米子市の将来人口推計

	2000	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
総人口	147,837	149,584	148,271	149,313	146,204	144,412	142,625	140,390	137,972	135,521	133,142	130,831	128,541
65歳以上人口	28,552	32,139	35,379	40,569	42,956	43,262	42,837	42,581	43,536	43,370	42,100	39,196	37,344
生産年齢人口	95,877	95,197	88,910	86,473	82,618	80,392	79,184	76,885	73,182	70,954	70,034	71,050	70,902
年少人口	22,973	22,067	20,678	20,163	20,630	20,758	20,603	20,924	21,254	21,197	21,008	20,586	20,296
高齢化率	19.3%	21.5%	23.9%	27.2%	29.4%	30.0%	30.0%	30.3%	31.6%	32.0%	31.6%	30.0%	29.1%
生産年齢人口割合	64.9%	63.6%	60.0%	57.9%	56.5%	55.7%	55.5%	54.8%	53.0%	52.4%	52.6%	54.3%	55.2%
年少人口割合	15.5%	14.8%	13.9%	13.5%	14.1%	14.4%	14.4%	14.9%	15.4%	15.6%	15.8%	15.7%	15.8%

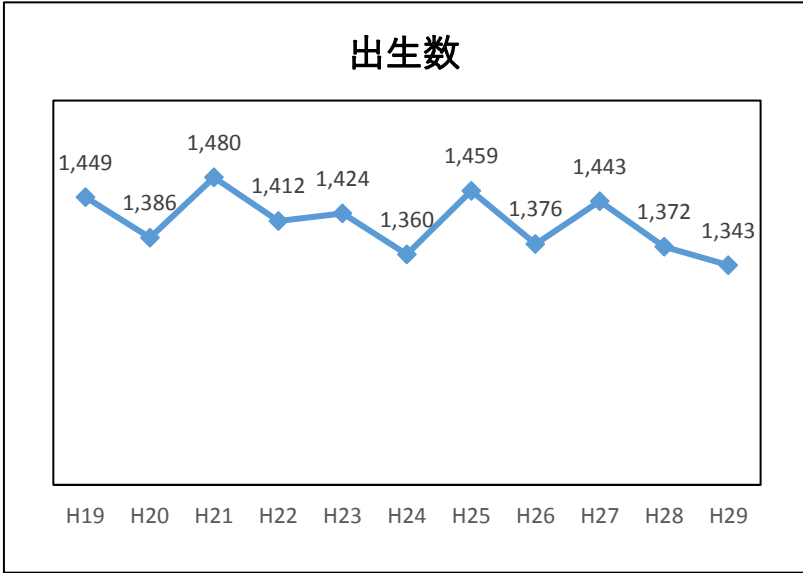
※2000年～2015年は国勢調査（総人口は年齢不詳を含む）
2020年～2060年は米子市独自推計（米子市がいな創生総合戦略目標値）



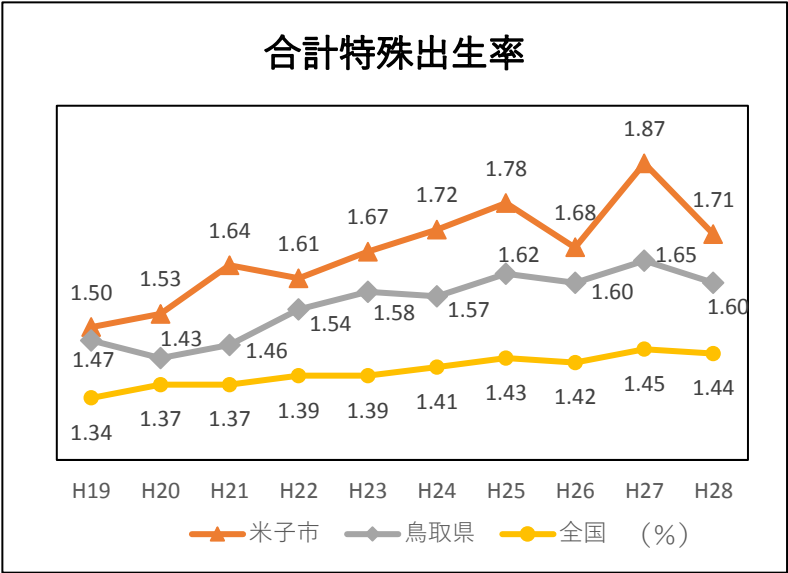
年齡5歲階級人口推計



出生の状況



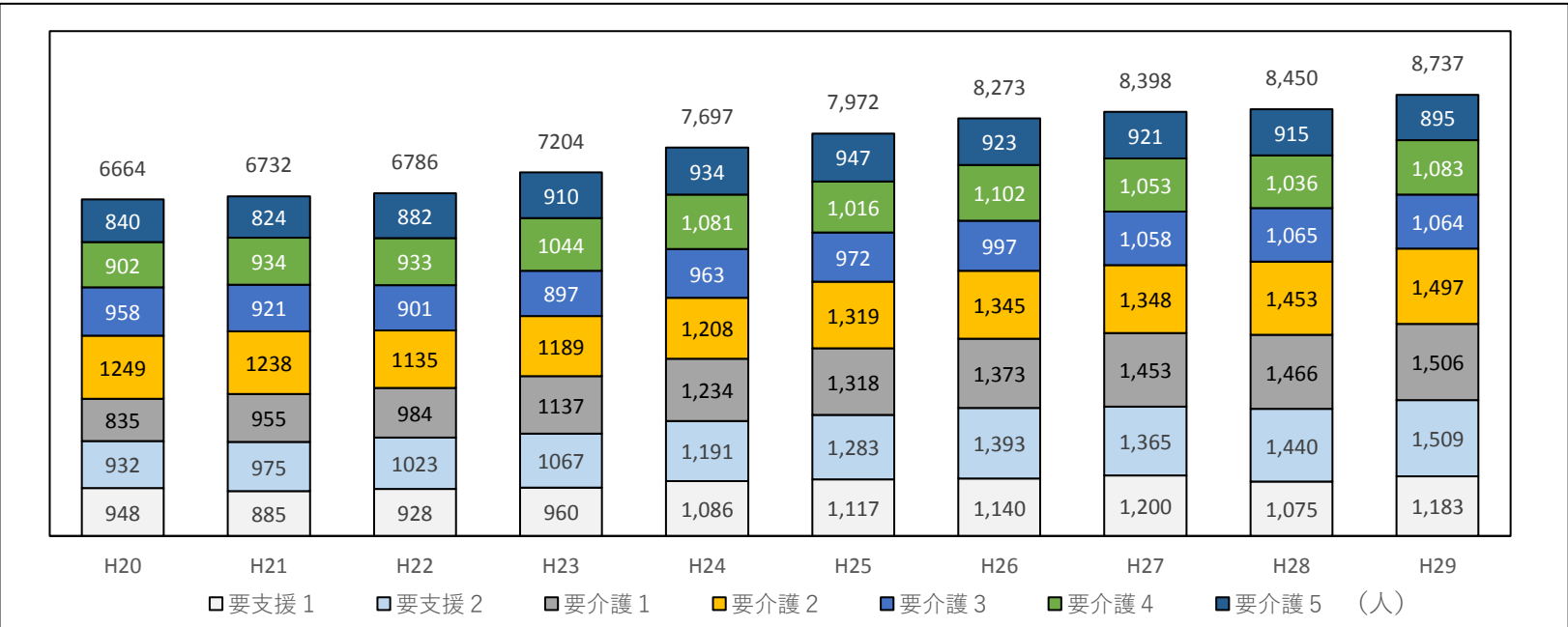
※米子市住民基本台帳



※厚生労働省「人口動態統計」

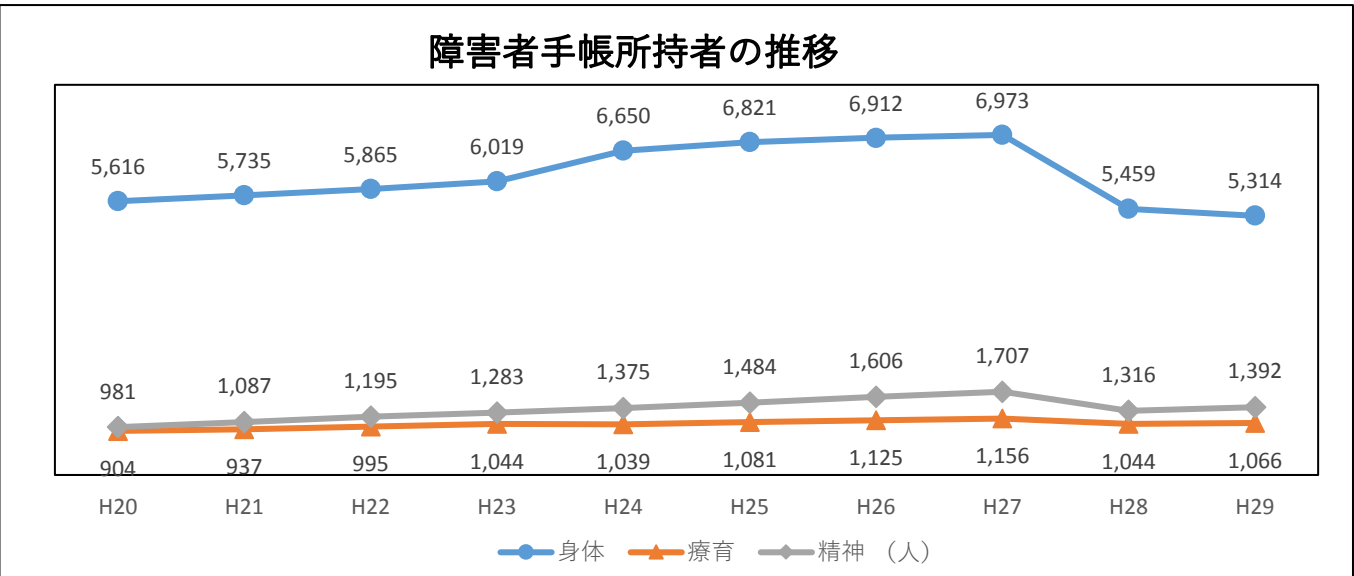
鳥取県福祉保健課「人口動態統計」

要介護認定者数の推移



※各年度 3 月末時点

障がい者の状況

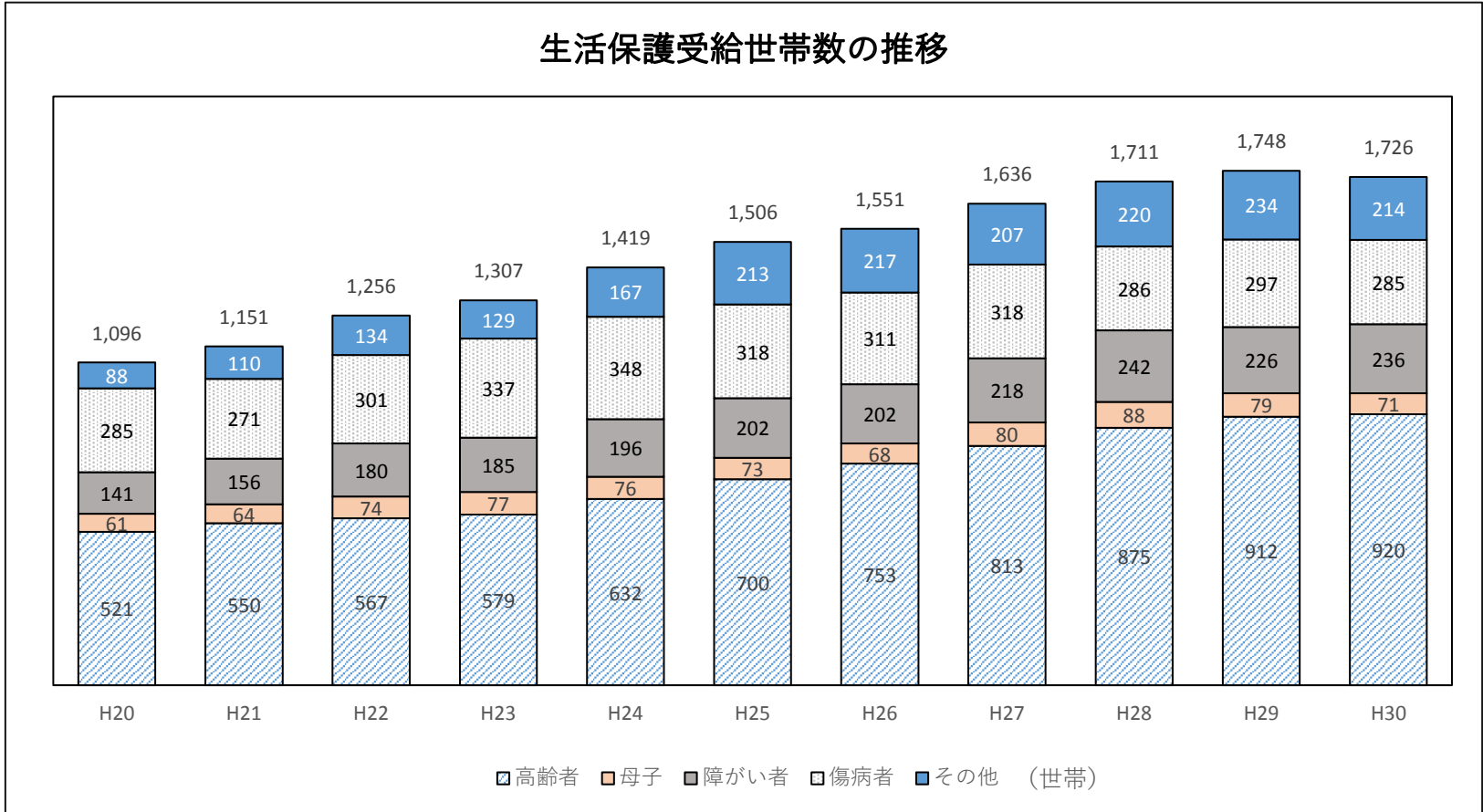


障がい種類別

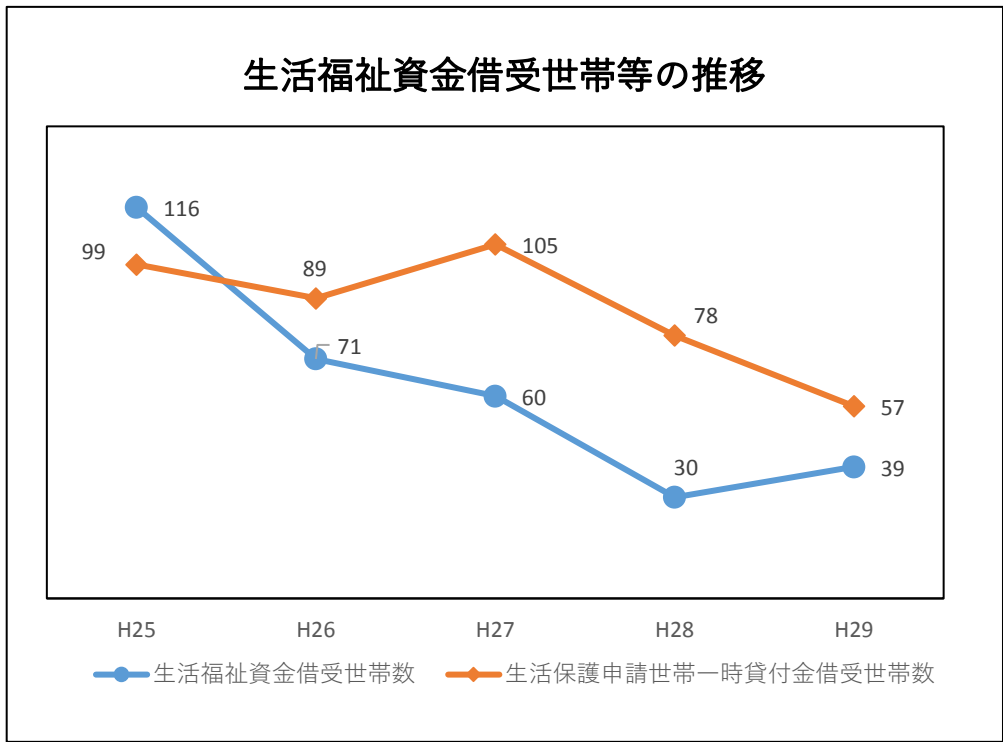
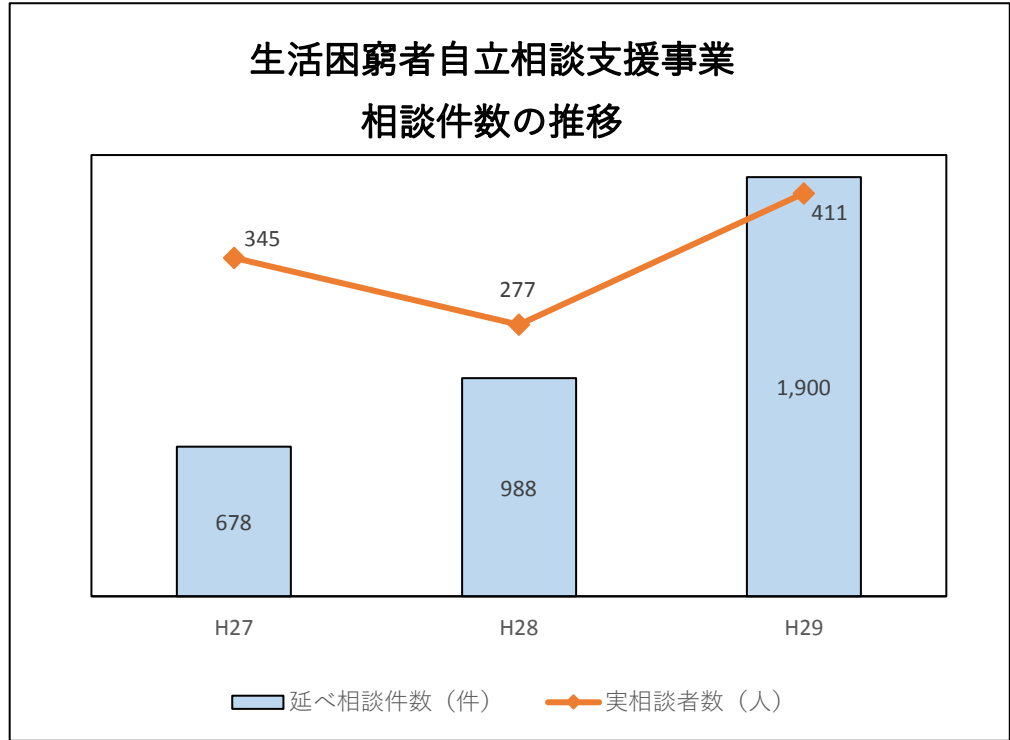
身体		療育		精神	
視覚	341	A	323	1 級	172
聴覚平衡機能	407	B	743	2 級	1,075
音声言語機能	65			3 級	145
肢体不自由	2,900				
内部	1,601				
合計	5,314	合計	1,066	合計	1,392

※平成 3 0 年 3 月 3 1 日現在

生活困窮者の状況

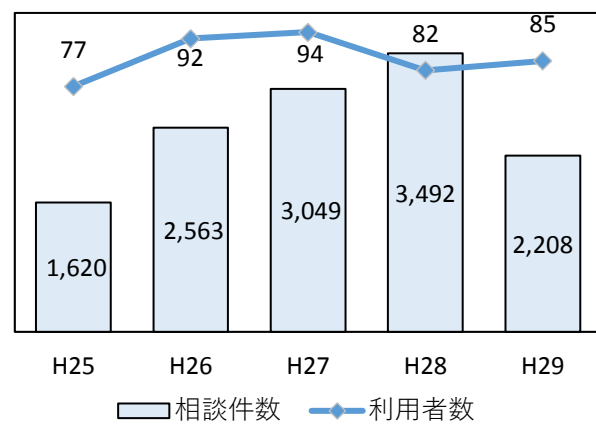


※各年度4月末時点

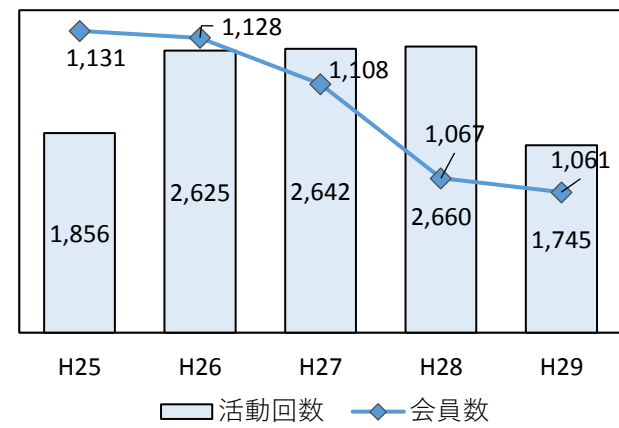


その他の事業の状況

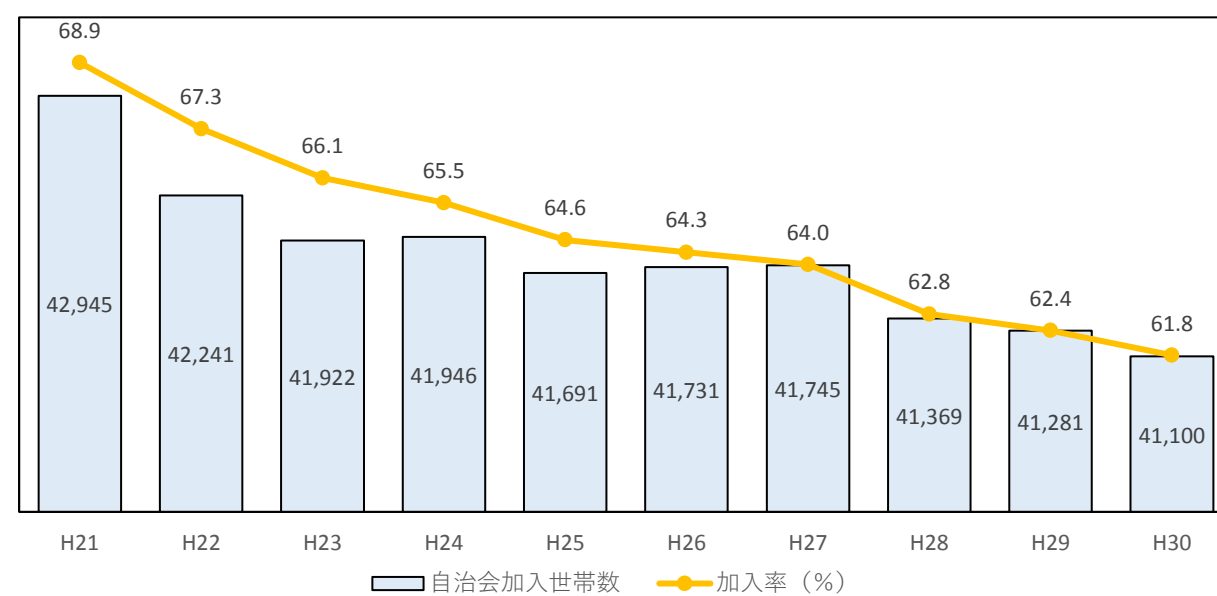
日常生活自立支援事業の推移



ファミリーサポートセンター事業の推移



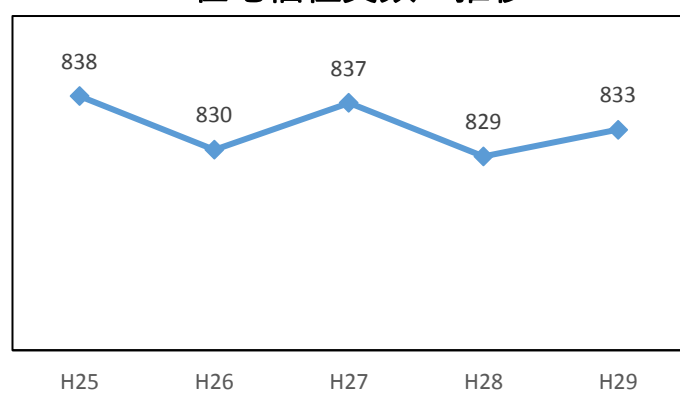
自治会加入世帯の推移



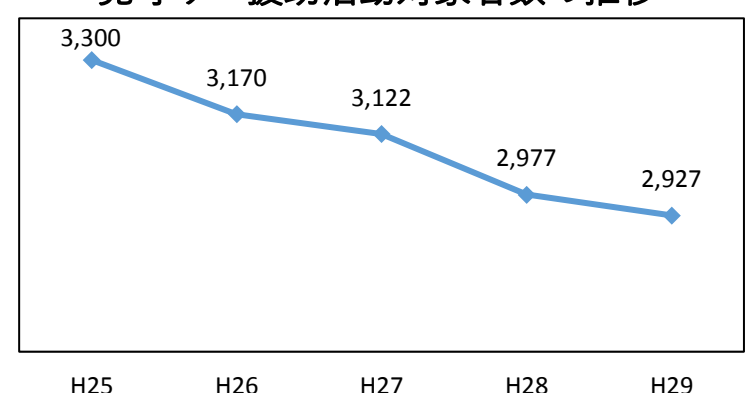
※各年度5月1日時点

住民活動の状況

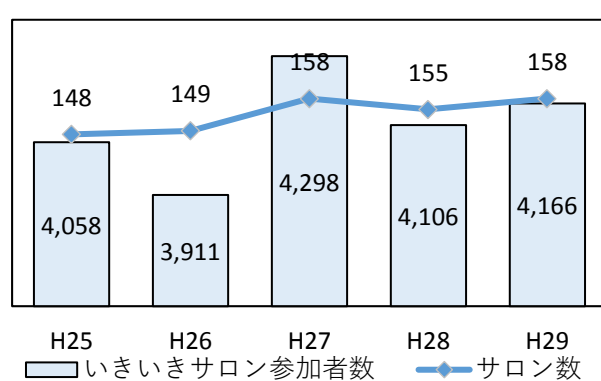
在宅福祉員数の推移



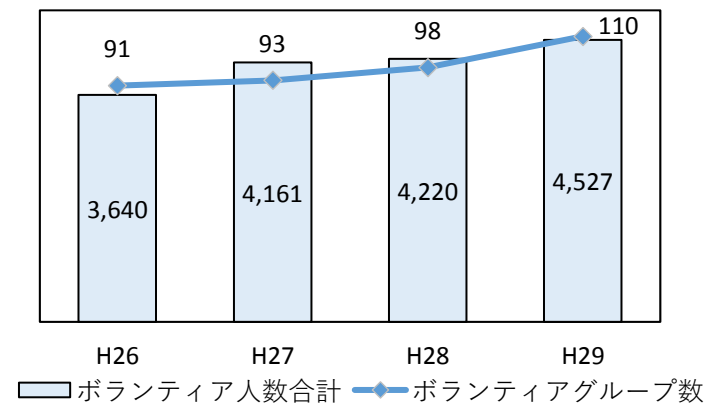
見守り・援助活動対象者数の推移



ふれあい・いきいきサロン活動の推移



ボランティア活動団体の推移



地域福祉計画・地域福祉活動計画策定スケジュール

番号	主要事業名	H 3 0										H 3 1											
		6月	7月	8月	9月	1 0月	1 1月	1 2月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	1 0月	1 1月	1 2月	1月	2月	3月
1	策定委員会	委員改選	第 1 回 H30. 7. 4			第 2 回 H30. 10. 10		第 3 回 H30. 12. 20			第 4 回 H31. 3. 18		第 5 回 ・ 計画案検討		第 6 回 ・ 計画案検討			第 7 回 ・ 計画案検討		第 8 回 ・ 計画最終案検討		第 9 回 ・ パフコム結果	第 1 0 回 H31進捗報告
2	庁内検討会議	第 1 回 H30. 6. 29				第 2 回 H30. 10. 3			第 3 回 H31. 1. 15	第 4 回		第 5 回		第 6 回		第 7 回			第 8 回		第 9 回		
3	社会福祉審議会									第 1 回 H31. 2. 4								第 1 回			第 2 回		
4	計画策定	計画に盛り込む内容整理										暫定案 (章立て)	計画具体案の検討						議員意見聴取	1 2月議会 委員会説明	パブリック コメント	計画完成	3月議会 委員会説明 県に提出
5	市民ワークショップ												参加者募集	3回開催			報告書作成						
6	地域アンケート 地域懇談会			地区社協連絡会	地区活動者アンケート調査				報告書作成	地域懇談会(27地区)													
7	団体等ヒヤリング							対象団体選定・依頼		ヒヤリング実施													
8	シンポジウム										会場予約 講師依頼								市民シンポジウ ム 開催				